

主な議決事項

- 議案第1号  
平成28年度木古内町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第2号  
平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第3号  
平成28年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第4号  
平成28年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第5号  
平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第6号  
平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第9号  
木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号  
木古内町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号  
木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号  
木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

# 動物の愛護及び

# 管理に関する条例を制定

## 町がペットの飼育ルールを条例化



ペットは飼い主を選べません。  
社会と共存するためにはモラルとマナーは大切です。

平成28年12月定例会は、12月15日に開催され、平成28年度一般会計のほか5会計の補正予算、条例の制定・改正等の議案9件、同意案3件、閉会中の所管事務調査の発議案1件(詳細3ページ)、意見書案7件(詳細13ページ)が原案のとおり可決されました。主な議案は、臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業の追加補正予算

のほか、条例制定では、飼い主の遵守事項が明記された動物の愛護及び管理に関する条例が可決されました。(詳細下段)

また、一般質問では、竹田議員、相澤議員、平野議員、鈴木議員、手塚議員の5名が質問をし、活発な議論がなされました。(詳細4ページ以降)

- 飼っている動物の逸走した場合には、自己責任により搜索すること
- 農業委員が選挙制等から町長の任命制へ国の法律改正に伴い「木古内町農業委員会の委員の定数に関する条例」が制定され、合わせて関連規則、要綱も制定されました。
- 【主な変更内容】
- 委員の選挙制を廃止町長による任命制へ
- 農業委員以外の委員の登用(1名以上)
- 町が委員の推薦・公募を実施(委員評価委員会での審議)
- 当町の委員定数は10名

### 条例制定等

#### ペットの飼育が条例化されました

町民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会を目指して、「木古内町動物の愛護及び管理に関する条例」が制定されました。主な内容は次のとおりです。

- 適正な飼育状況を確認すること
- 動物の健康状態に留意すること
- 動物のふんなどを適正に処理すること
- 動物の鳴き声や体臭など、周辺住民へ配慮すること